

## 令和4年度 北九州商工会議所プレミアム商品券DX（デラックス）取扱店規約

北九州商工会議所プレミアム商品券DX（デラックス）取扱店規約（以下「本規約」といいます。）は、北九州商工会議所（以下「発行者」といいます。）が、株式会社まちのわ（以下、「受託者」といいます。）に、プレミアム付き商品券（以下、単に「商品券」といいます。）に係る業務を委託（以下、単に「発行等」といいます。）する使用期間が令和4年9月16日から令和5年1月15日までの（以下、「令和4年度発行分」といいます。）商品券の取扱店（以下、単に「取扱店」といいます。）について、発行者と取扱店との間の契約関係を定めるものです。

本規約の制定及び履行に関して発行者と受託者、取扱店との間で用いる言語は、日本語とします。

発行者から取扱店としての登録を受けることを希望する者（以下「取扱店希望者」といいます。）は、本規約にご同意いただいた上で、発行者に対し、取扱店登録をお申込みいただく必要があります。取扱店希望者が取扱店の登録をお申込みいただいた場合、本規約に同意したものとみなします。

### 第1条 （定義）

本規約において使用する以下の用語の定義は以下の通りとします。

用語	定義
1. DX（デラックス）	北九州商工会議所が発行するプレミアム付き商品券「北九州商工会議所プレミアム商品券DX(デラックス)（以下、「デラックス」といいます。）」の通称。
2. 商品券	発行者が、受託者（受託者が業務を委託する再受託者を含む）に業務委託して、発行等する前払式支払手段の商品券であって、その発行等は、本規約及び発行者が別表「北九州商工会議所プレミアム商品券デラックス発行要綱」及び発行者が定めるその他必要書類等（以下、「要綱等」といいます。）の条件に従い、利用者が、取扱店で使用できる商品券。
3. 取扱店	発行者から指定を受け、北九州市内にある営業活動している店舗において、利用者との間で自己が指定した対象商品等（商品又はサービス、発行者の規約で認めるものに限る。）について商品券を使用した取引を行う個人又は法人。
4. 利用者	商品券の購入者及び購入希望者である18歳以上の個人
5. 商品券使用取引	利用者が、取扱店において、商品券と引き換えに、対象商品等を購入、借受又はサービスの提供を受ける取引。

## 第2条 (取扱店の登録)

- 1 取扱店希望者は、消費者を対象に北九州市内にある店舗において、小売業もしくはサービス業、その他発行者が認める業種を営業する個人または法人とします。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当する業種及び店舗は、同法律の第二条第四項「接待飲食等営業」及び第十一項「特定遊興飲食店営業」に規定される業種及び店舗を除き対象外とします。また、許認可が必要な業種にあって許認可を得ていない場合、営業実態が公序良俗に反すると発行者が判断する場合は、対象外とします。
- 2 取扱店希望者は、本規約を理解し、承諾の上、発行者に対してオンライン画面により取扱店登録を申込みのものとします。
- 3 取扱店希望者は、発行者に対して、申込み時に記載又は提供した情報が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。
- 4 取扱店希望者が前項の申込みをした場合、発行者は、取扱店の登録審査を行います。発行者は、前項の申込みから、原則として10営業日以内に当該取扱店希望者に対して、当該取扱店希望者を取扱店として登録することを認めない場合に限り発行者が合理的と判断する方法で登録拒否の通知をします。発行者より登録拒否の通知の無い場合は、取扱店として承諾されたものとします。
- 5 発行者と取扱店との間の契約は、発行者が前項に従って申込みを承諾したときに成立するものとします。
- 6 取扱店は、第2項に従い提供した情報について変更がある場合には、速やかに、システムへの入力その他発行者が指定する方法により、最新の情報に更新又は発行者に対し通知するものとします。
- 7 取扱店は、商品券の使用期間の途中で、商品券の取扱を停止する場合または商品券の取扱ができなくなる場合は、発行者に事前に申請するものとします。
- 8 取扱店の登録料は、発行団体の会員事業所である取扱店は無料、その他の取扱店は、販売回毎に壹萬円に消費税を加算した額を徴収します。ただし、令和4年度発行分に限り、登録料は、一律無料とします。

## 第3条 (商品券使用取引)

- 1 取扱店は、本規約及び要綱等に従い、利用者との間で商品券使用取引を行うことができるものとします。
- 2 商品券1枚あたりの額面1,000円単位で商品又はサービスの代金として使用できます。
- 3 取扱店は、利用者が提示する商品券の額面額を下回る商品又はサービスの代金(消費税相当額含む)の場合、つり銭を出してはいけません。
- 4 取扱店は、商品又はサービスの代金が、利用者が提示する商品券の不足額を現金又は取扱店の指定する方法により請求することで商品券使用取引ができます。
- 5 発行者は、その裁量により、いつでも、商品券使用取引の内容の全部又は一部を変更、停止、または中止することができるものとします。
- 6 取扱店は、次項に定める場合を除き、利用者からの商品券使用取引の申込みを拒絶してはならないものとします。ただし、取扱店が定める商品券使用取引の対象外となる商品又はサービスを取扱店が利用者に事前に明示していた場合は、商品券使用取引の申し込みを拒絶できるものとします。
- 7 取扱店は、利用者から商品券使用取引の申込みを受けた場合であっても、以下のいずれかに該当する場合、商品券による決済を行ってはならないものとします。
  - (1) 利用者から、有効期限(使用期間)を過ぎた商品券による決済の申込みを受けた場合
  - (2) 利用者から、第8条第1項に定める対象外の商品又はサービスについて、商品券による決済を求められた場合。
  - (3) 利用者から、店舗控えを紛失している商品券による決済の申込みを受けた場合

- (4) 利用者から、破損や汚れ等で番号が読み取れない商品券、または、番号識別できない商品券による決済の申込みを受けた場合
  - (5) 利用者から、商品券が3割以上欠損している商品券による決済の申込みを受けた場合
  - (6) 利用者から、偽造若しくは、複製、変造された商品券による決済の申込みを受けた場合
  - (7) 大量購入等による商品の買い占めや転売目的で購入される商品について商品券による決済の申込みを受けた場合
  - (8) 前号に該当すると疑われる場合
  - (9) 発行者から、商品券使用取引の中止を求められた場合
- 8 取扱店は、法令に基づき売買契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、商品券使用取引を取消し、または解除しないものとします。

#### 第4条 (取扱店の販促物掲示等)

取扱店は、発行者が定める販促物等（ポスターを含みますが、これに限らないものとします。）を、発行者（受託者又は再受託者を含む）の指示に従って掲示又は表示するものとします。

#### 第5条 (商品券取引金額の換金)

- 1 商品券取引金額は、発行者が指定する方法、期日までに、換金受付センターに提出された商品券の枚数で商品券取引金額を確定します。ただし、取扱店の申告した枚数と換金受付センターで計測した枚数に誤差が生じる場合は、換金受付センターで確認が取れた枚数で商品券取引金額を確定します。なお、確認が取れない場合は、換金は行わず取扱店に未確定商品券として返還いたします。
- 2 取扱店は、自己の責任において換金受付センターへ商品券の提出するものとします。商品券の未着や商品券の換金受付センターへ提出する際の事故、商品券の紛失等について、発行者、受託者又は再受託者は責任を負いません。
- 3 取扱店の換金手数料の料率は、北九州商工会議所の会員である取扱店は、2. 2%（税込）、その他の取扱店は、3. 3%（税込）とします。ただし、令和4年度発行分に限り、換金手数料の料率は、一律2. 2%（税込）とします。
- 4 商品券取引金額に換金手数料の料率を乗じた金額（税込）を換金手数料とします。なお、1円未満の換金手数料は、切り上げ処理とします。
- 5 換金のタイミングは、取扱店毎の商品券取引金額（\*1）から換金手数料を差引いた額（以下、「換金額等」といいます。）を、別表1「商品券換金日程表」に定める換金日程毎に、受付日の24時締め分を対応する振込日に振り込みます。

\*1：未換金の商品券取引金額相当額は、本規約の第3条第7項に基づき取消し又は解除された商品券使用取引に係る商品券取引金額、第6条第2項又は第4項に従い支払を要しない商品券取引金額は含みません。また、未換金の商品券取引金額相当額は、第6条第3項に基づき差引きを要する場合の差引金額を控除した残額とします。

- 6 換金額等の振込は、受託者が、発行者が定めた方法により取扱店の予め指定した預金口座に振り込みます。なお、令和4年度発行分の振込手数料については、発行者の負担とします。
- 7 換金額等の明細については、原則として、取扱店控えの商品券の半券を以て証憑とします。なお、発行者より、換金受付終了日令和5年1月31日までの取扱店毎の換金額等の明細を令和5年3月1日に郵送いたします。その他換金額等に関する書類の発行はいたしません。
- 8 いずれの場合でも、発行者の預金口座の残高が、換金請求額に満たない場合には、受託者は振り込みを行いません。

## 第6条 (不正な商品券使用取引の処理)

- 1 取扱店が第3条第7項第1号ないし第8号のいずれかに該当する商品券使用取引の申込みを受けたとき、または同項各号のいずれかに該当する場合において商品券使用取引を行ったことが判明したときは、取扱店は、発行者に対しその旨を直ちに通知するとともに、発行者が行う調査に協力するものとします。
- 2 取扱店が第3条第7項第1号ないし第7号及び第9号のいずれかに該当するにもかかわらず商品券使用取引を行った場合、発行者は、取扱店に対し、当該商品券取引にかかる金額を支払う義務を負わないものとします。
- 3 前項に規定する場合で、発行者が取扱店に対し当該商品券使用取引にかかる金額を支払済みであるときは、取扱店は、発行者に対し、当該金額を返還しなければならないものとします。かかる返還の方法は、当該商品券使用取引の翌週以降の適当な商品券取引金額から当該商品券使用取引にかかる金額を差し引く方法によるものとします。翌週以降において金額の差引支払ができないときは、取扱店は、当該未返還額を発行者による請求に従い、支払うものとします。
- 4 取扱店が第3条第7項第9号に該当するにもかかわらず商品券使用取引を行ったと発行者が判断した場合、または取扱店が本条第1項に定める通知若しくは調査への協力を怠った場合、発行者は、取扱店に対し、当該商品券使用取引にかかる金額の支払を拒絶することができるものとします。なお、当該商品券使用取引が第3条第7項第1号ないし第7号に該当しないことが判明した場合、発行者は、取扱店に対し、当該商品券使用取引にかかる金額を、直近の週の商品券取引金額に上乘せする方法により支払うものとし、遅延損害金は発生しないものとします。対応する商品券使用取引がない場合、発行者は、その週が属する月の翌月末日までに商品券取引金額を支払うものとします。

## 第7条 (クレーム対応等)

- 1 取扱店は、商品券対象の商品又はサービスに関連して、利用者又は第三者からクレームを受けた場合、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任において対応し解決を図り、クレームの再発防止のために必要な措置を講じるものとし、発行者、受託者及び再受託者にいかなる迷惑もかけないものとします。
- 2 取扱店は、前項のクレームを解決するにあたって、利用者又は第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するものとします。
- 3 取扱店は、商品券対象の商品又はサービスに関連して、法令違反又は行政処分等の対象となることが認められ、またはそのおそれがあると認めるときは、その内容及び経過を発行者が定める方法で、発行者に対して報告するものとします。また、取扱店が前二項のクレーム対応上又は本項に定める法令違反等の事由により、利用者へ通知、プレスリリース又は自主回収などを行う場合には、事前に発行者にその内容を通知するものとします。

## 第8条 (禁止事項及び遵守事項)

- 1 取扱店は、商品券使用取引の利用に際して、以下に記載する行為を行ってはなりません。
  - (1) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に反する行為
  - (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為。
  - (3) 第三者に取扱店の地位又は権利の譲渡、貸与その他の処分をする行為。
  - (4) 発行者が指定する商品券使用取引を使用できない(i)～(xi)の商品又はサービスに対して商品券で決済する行為。
    - (i) 金券、商品券、有価証券、ギフト券、ビール券、図書券、郵便はがき、切手、印紙、回数券、プリペイドカード、換金性の高いもの

- (ii) たばこ、法律で販売価格が決まっているもの
  - (iii) 医療費（医療保険適用のある診察代、薬代、介護保険料等）
  - (iv) 金融機関での取引、保険料、振り込み、預け入れ
  - (v) 税金（市指定のゴミ袋含む）
  - (vi) 公共料金（電気料金、水道料金、ガス代、プロパンガス代、電話料金、通信料等）、乗車券、定期券
  - (vii) 家賃・地代、不動産取引、駐車場料金、契約により定期的に支払いが決まっているもの
  - (viii) 宝くじ、ギャンブル性のあるサービス、ゲームセンター
  - (ix) 特定の宗教や政治団体と関わるもの、公序良俗に反するもの
  - (x) 会費、組合費、共済に類するもの
  - (xi) その他（消費喚起がみこまれないもの、商品券事業の趣旨にそぐわないもの）
- (5) 有効期限（使用期間）を過ぎた商品券で決済する行為。
  - (6) 未使用商品券の換金又は架空の取引により商品券を現金化する行為。
  - (7) 経営者が自身の経営する店舗の商品又はサービスに対して商品券で決済する行為。
  - (8) 事業用の仕入、資産の購入など事業用の取引に対して商品券で決済する行為。
  - (9) 使用開始日2022年9月16日前に提供された商品又はサービスに対して商品券で決済する行為。
  - (10) 使用終了日2023年1月15日以降に提供される商品又はサービスに対して商品券で決済する行為。
  - (11) 出資及び買掛金、未払金に対して商品券で決済する行為。
  - (12) 契約により定期的に支払いが決まっている商品又はサービスに対して商品券で決済する行為。
  - (13) その他発行者が不適当と判断する商品又はサービスに対して商品券で決済する行為。
- 2 発行者は、取扱店が前項に違反したと判断した場合、事前に取扱店に通知することなく、以下のいずれか、またはすべての制裁措置をとることができます。
- (1) 本契約の解除。
  - (2) その他、発行者が必要かつ適切と判断する措置。
- 3 取扱店は、発行者が利用促進を目的として、印刷物、電子媒体等に取扱店の名称及び住所等を記載する旨の申し入れをした場合、これに協力しなければなりません。
- 4 取扱店は、発行者から提供されたスターターキット等を適切に維持・管理し、商品券使用取引終了後は、これを適切な方法で廃棄しなければなりません。
- 5 取扱店は、発行者から提供されたスターターキットを受領し、商品券取引が開始された後は、利用者からの商品券の利用に応じなければなりません。

## 第9条 （秘密保持義務）

- 1 取扱店は、本規約及び要綱等に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に漏えい・開示・提供してはならないものとします。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合及び法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合には、その請求に応じる限りにおいて、相手方への事前の通知（ただし、法令等の定めにより事前に通知を行うことが許容されない場合には事後速やかな通知）を行うことを条件として、開示することができるものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
- (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
  - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
  - (3) 開示の時点で公知の情報

(4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

第10条 (個人情報の取り扱い)

- 1 取扱店は、本規約及び要綱等の履行および商品券使用取引において、個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条に定義される意義を有するものとし、)を取り扱う場合、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を機密事項としてその保護をするとともに、これを本業務以外の目的に利用してはならないものとし、
- 2 取扱店が、本規約及び要綱の履行又は商品券使用取引のために個人情報を取得するときは、その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとし、
- 3 取扱店は、本規約及び要綱の履行又は商品券使用取引により取得した個人情報(以下「本個人情報」といいます。)の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じなければならないものとし、
- 4 取扱店は、本個人情報を、本規約及び要綱の履行又は商品券使用取引の実施の目的に必要な範囲を超えて複製、複製、改変、加工等してはならないものとし、
- 5 取扱店は、本個人情報の取扱記録を作成し、発行者から要求があった場合、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとし、また、発行者は、取扱店の本個人情報の取得、取り扱い又は管理状況を調査するため、取扱店に事前に通知したうえで取扱店の事務所等に立ち入ることができるものとし、この場合、取扱店は、発行者の調査に協力するものとし、
- 6 取扱店は、本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発行者に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を発行者と協議し、発行者の指示に従って適切な措置を講じるものとし、取扱店は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を発行者に対し書面にて報告するとともに、発行者と協議のうえ決定した再発防止策を取扱店の責任と費用負担で講じるものとし、
- 7 取扱店は、本規約及び要綱等に違反したことにより本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩、盗用等の事態が発生した場合、自己の責任と費用をもってこれに対処しなければならない。

第11条 (契約期間)

- 1 本契約は、第2条第4項に基づく本契約の成立時に効力を生じ、商品券の使用期間が終了した翌月末日まで有効とします。
- 2 取扱店は、本契約を終了する旨の通知をする場合、発行者が定める書式及び方法にて行うものとします。

第12条 (解約)

- 1 取扱店は、解約日の1週間前までに、書面または発行者が指定する方法により、本契約を解約することができます。
- 2 発行者は、解約日の1週間前までに取扱店に書面その他の適切な方法で申し入れることにより、本契約を解約することができます。
- 3 前1項及び第2項によって、本契約が解約された場合、取扱店は、取扱店である表示をただちに撤去しなければなりません。

第13条 (解除)

- 1 発行者は、取扱店が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除することができます。

(1) 本規約及び要綱に違反したとき

- (2) 取扱店が発行者の定める登録基準を充足しないとき
  - (3) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
  - (4) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申立てを受けたとき
  - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがされたとき
  - (6) 取扱店の信用状態に重大な変化が生じたとき
  - (7) 解散又は営業停止状態となったとき
  - (8) 発行者による連絡が取れなくなったとき
  - (9) 販売方法、商品等、その他業務運営について行政当局による注意又は勧告を受けたとき
  - (10) 取扱店に対してクレームが頻発し、発行者が取扱店に対して必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、取扱店が必要な対応を行わないとき
  - (11) 販売方法、商品等、その他業務運営が公序良俗に反し、取扱店にふさわしくないと発行者が判断したとき
  - (12) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると発行者が判断したとき
  - (13) その他発行者が取扱店との本契約の継続が困難であると判断したとき
- 2 本条に基づき本契約が終了した場合でも、発行者は、取扱店に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他取扱店に生じた損害につき一切責任を負いません。

#### 第14条 (契約終了時の処理)

- 1 本契約が終了した場合、その理由の如何を問わず、取扱店は、直ちに商品券使用取引を停止します。
- 2 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用されます。
- 3 本契約終了後も、第6条(不正な商品券使用取引の処理)、第7条(クレーム対応等)、第8条(禁止事項及び遵守事項)第3項及び第4項、第9条(秘密保持義務)、本条(契約終了時の処理)、第16条(責任の制限、損害賠償)、第17条(連絡)、第19条(権利の譲渡等)、第20条(協議)、第21条(準拠法、管轄裁判所)の各規定については、その効力が存続するものとします。

#### 第15条 (反社会的勢力との取引拒絶)

- 1 取扱店は、その親会社、子会社等の関連会社並びにそれらの役員、従業員等(以下あわせて「取扱店等」といいます。)が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 取扱店は、取扱店等が自ら又は第三者を利用して、発行者又は第三者に対し、次の各号事由に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 発行者は、取扱店等が前二項に違反している疑いがあると判断した場合、直ちに本契約及び発行者と取扱店間に存在する他の契約の全部若しくは一部の履行を停止し若しくは契約を解除し、またはその取扱店の全部又は一部の登録を抹消することができるものとします。
  - 4 発行者は、本条の解除等により、取扱店に生じた一切の損害について賠償する責任を負わないものとします。

#### 第16条 (責任の制限、損害賠償)

- 1 取扱店と利用者その他第三者との間の商品券使用取引に関する紛争については、発行者はその責任を一切負いません。
- 2 発行者は、商品券使用取引の提供に関し、取扱店に対して、逸失利益、その他の特別の事情による損害の賠償責任を負いません。これは、発行者がかかる特別の事情の発生の可能性を通知され、または知るべきであった場合であったか否かに関わりません。
- 3 取扱店が、本規約に違反し発行者に損害を与えた場合、取扱店はその損害を賠償しなければならない。

#### 第17条 (連絡)

- 1 取扱店は、発行者に連絡する場合、発行者が指定するコールセンターに連絡を行うものとします。
- 2 発行者からの取扱店に対する連絡は、商品券にかかるウェブサイトへの掲載、取扱店への電子メールの送信、その他発行者が適切と判断する方法により行います。
- 3 前項の通知がなされた場合は、ウェブサイトへの掲載又は電子メールの送信がなされた時点で通知が完了したものとみなします。

#### 第18条 (規約の変更)

発行者は、その合理的な裁量により、本規約を変更できるものとします。発行者が本規約を変更した場合には、かかる変更及び変更内容を発行者所定のウェブサイト等への掲載その他発行者が適切と判断する方法により、取扱店に告知するものとします。当該告知に別段の記載がない限り、変更後の規約は、かかる変更が掲示されたときから1週間後に有効となるものとします。取扱店がかかる変更に同意できない場合は、商品券使用取引の利用を停止するものとします。変更後の規約が有効となった後、本商品券使用取引を利用した場合、または変更の告知後1週間以内に解約の手続きをとらなかった場合、取扱店は、本規約に同意したものとみなされます。

#### 第19条 (権利の譲渡等)

取扱店は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入れその他形態を問わず処分することはできないものとします。

#### 第20条 (協議)

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に生じた疑義について、発行者及び取扱店は、誠実に協議して解決を図るものとします。

#### 第21条 (準拠法、管轄裁判所)

本規約の準拠法は日本法とします。商品券使用取引に関連して発行者と取扱店との間に生じた紛争については、福岡県地方裁判所小倉支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。



## 第22条 (免責)

発行者、受託者及び再受託者は、取扱店が本規約に違反した場合又は発行者、受託者及び再受託者の責によらない災害・事変等やむを得ない事由により、商品券の発行を休止又は停止した場合において、取扱店に逸失利益の消失を含む損害が発生しても、発行者、受託者及び再受託者は、その損害に対する措置や賠償責任を負いません。

施行 令和4年7月11日

改訂 令和4年8月22日

## 換金日程表

	受付日（商品券回収センター到着分まで）	振込日
①	2022年 9月30日（金）	2022年10月25日（火）
②	2022年10月14日（金）	2022年11月10日（木）
③	2022年10月31日（月）	2022年11月25日（金）
④	2022年11月15日（火）	2022年12月12日（月）
⑤	2022年11月30日（水）	2022年12月26日（月）
⑥	2022年12月 9日（金）	2023年 1月10日（火）
⑦	2022年12月26日（月）	2023年 1月25日（水）
⑧	2023年 1月16日（月）	2023年 2月10日（金）
⑨	2023年 1月31日（火）※最終受付	2023年 2月27日（月）※最終支払

配送状況、災害、その他諸事情により、振込日が変わることがありますので、ご了承ください。

商品券回収センターに2023年1月31日（火）までに到着し、確認が取れた使用済み商品券が対象となります。なお、2023年2月1日（水）以降に、商品券回収センターに届いた使用済み商品券は、換金されませんので、ご注意ください。

## 換金額の振込名義

北九州商工会議所プレミアム商品券デラックスの振込名義は「カ )グッドスタッフ」になります。  
※振込名義は、北九州商工会議所ではございませんので、ご注意ください。

(利用者向け)

北九州商工会議所プレミアム商品券 DX (デラックス) (以下、「商品券」という) の利用に関する注意事項及びご利用いただけない商品・サービス

□商品券の利用に関する注意事項 □

- ① 有効期限 (使用期間) を過ぎた商品券は、失効となりご利用いただけません。
  - ② 通し番号のない商品券は、無効です。
  - ③ 商品券の額面を下回るご利用の場合、お釣りは支払われません。商品券の額面以上のお支払いに、ご利用ください。
  - ④ 商品券の換金、返金、返品、譲渡、転売はできません。
  - ⑤ 商品券の取扱店は、予告なく追加、変更、削除されることがあります。商品券の取扱店は、北九州商工会議所プレミアム商品券専用サイトまたは店頭でご確認ください。
  - ⑥ 商品券は、有効期限 (使用期間) 内に商品の受け渡し、サービスの提供が完了するものに限りご利用いただけます。
  - ⑦ 商品券は、出資、未払金、買掛金などのお支払いには、ご利用できません。
  - ⑧ 商品券は、事業用の取引 (仕入れ、資産の購入等) にはご利用できません
  - ⑨ 商品券ご利用による商品又はサービスの代金を事業用として経理処理できません。
  - ⑩ 転売を目的とした商品の購入に、商品券はご利用できません。
  - ⑪ 商品券の破損、紛失、盗難、滅失などに対して、発行者・事務局は責任を負いません。
  - ⑫ 商品券を偽造若しくは、複製、変造することはできません。
  - ⑬ 商品券の取扱店によっては、商品券の対象外となる商品又はサービスがあります。
  - ⑭ 災害又は事変、緊急事態宣言、休業要請等により商品券の取扱店が制限されることがあります。
  - ⑮ 破損や汚れ等で番号が読み取れない或いは番号が識別できない商品券、3割以上欠損している商品券、店舗控えを紛失している商品券等は、ご利用できません。
- ※ 商品券 1 枚当たりのプレミアム分を除いた額は、 $1,000 \text{ 円} \div 1.2 = 833.33 \text{ 円}$  (※1 円未満切り捨て) です。

□ 商品券がご利用いただけない商品・サービス (順不同) □

- ① 金券、商品券、有価証券、ギフト券、ビール券、図書券、郵便はがき、切手、印紙、回数券、プリペイドカード、換金性の高いもの
- ② たばこ、法律で販売価格が決まっているもの
- ③ 医療費 (医療保険適用のある診察代、薬代、介護保険料等)
- ④ 金融機関での取引、保険料、振り込み (振込用紙等による支払い)、預け入れ (チャージ含む)
- ⑤ 税金 (市指定のゴミ袋含む)
- ⑥ 公共料金 (電気料金、水道料金、ガス代、プロパンガス代、電話料金、通信料等)、乗車券、定期券
- ⑦ 家賃・地代、不動産取引、駐車場料金、契約により定期的に支払いが決まっているもの
- ⑧ 宝くじ、ギャンブル性のあるサービス、ゲームセンター
- ⑨ 特定の宗教や政治団体と関わるもの、公序良俗に反するもの
- ⑩ 会費、組合費、共済に類するもの
- ⑪ その他 (消費喚起がみこまれないもの、商品券事業の趣旨にそぐわないもの)

北九州商工会議所プレミアム商品券コールセンター

0 1 2 0 - 3 7 6 - 2 5 6 9 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 令和 5 年 2 月 2 8 日まで

商品券に関するご質問等は、北九州商工会議所プレミアム商品券コールセンター (0120-376-256) にお問合せしてください。北九州商工会議所にお問合せいただいても、お答えできません。

令和4年度 北九州商工会議所プレミアム商品券DX（デラックス）要綱

北九州商工会議所（以下、当会議所といいます。）は、以下の要綱で北九州商工会議所プレミアム商品券DX－デラックス－（以下、商品券といいます。）にかかる業務を株式会社まちのわ（以下、受託者といいます。）に委託（受託者が業務を委託する再受託者含む）し、行います。

プレミアム付き商品券の名称	北九州商工会議所プレミアム商品券DX－デラックス－
プレミアム率	20%
販売総額（プレミアム分除く）	1,500,000,000円
発行総額（プレミアム分含む）	1,800,000,000円
商品券の発行冊数	150,000冊
商品券1冊の販売額	10,000円
商品券1枚の額面（使用できる単位）	1,000円 ※釣銭を出してはいけません。
商品券1冊の構成	1,000円×12枚
商品券の一人当たりの購入限度額	(10冊)100,000円
販売日	令和4年9月16日（金）～令和4年9月18日（日） ※販売日の延長、再販売が発生する場合は、北九州商工会議所プレミアム商品券公式サイト等当会議所が適切であると判断する方法で取扱店ならびに利用者に情報提供します。
販売場所	当会議所が指定する会場で対面にて販売
使用期間（有効期限）	令和4年9月16日（金）～令和5年1月15日（日）
換金方法	店舗から商品券回収センターに、指定の方法で商品券を送付
換金受付	詳細は、換金日程表を参照 ※2月1日以降に到着した商品券は、換金できません。
換金手数料	(額面1,000円/1枚あたり22円)2.2%
換金額支払い方法	口座振込（換金手数料を差引いて指定の口座に振込）
コールセンター	0120-376-256 9:00～19:00 令和5年2月28日まで
禁止事項	商品券、取扱店規約に記載している禁止事項

令和4年7月11日施行  
令和4年8月22日改訂